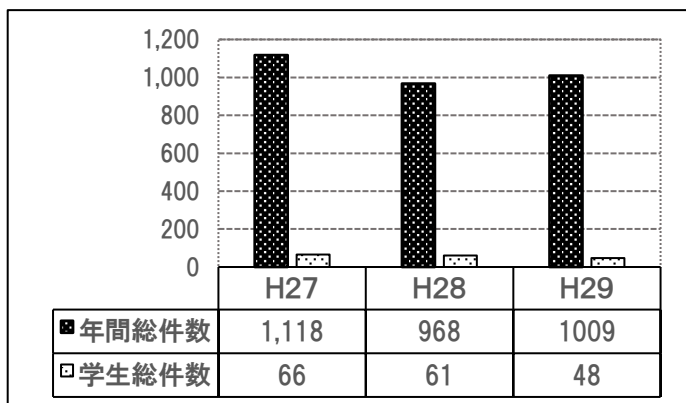




消費者トラブル注意報

【図】草津市相談件数



消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図】は過去3年間の年間相談件数と、その中でも7歳から20歳代までの学生の消費者トラブルにあった相談件数です。その割合は全体の相談件数の5%前後となっています。学生本人から直接相談があるケースは半数ほどで、あとの半数は本人以外、

中でも親権者からの相談が多いのが特徴です。また、学生相談の分類は、「放送・コンテンツ等」が両年代ともに最も多く、インターネットの普及とともにネットトラブルが増加傾向にあります。

最近の傾向としては「SNSで仲良くなった人から誘われ多額の契約を結んでしまった」「ネットサーフィン中突然警告音が鳴りセキュリティソフトの年間契約をしてしまった」等の悪質なものと「7歳の子どもが高額なゲーム課金をしてしまった」等のネット被害の低年齢化が深刻な問題になっています。また、H29年度の総契約金額は約4億7千9百万円で、内、学生の契約金額の合計は約935万円となり、学生1人当たりになると約19万5千円でした。



小・中学校へ消費者教育の実践



草津市消費生活センターでは「消費者教育の推進」を積極的に行っています。平成27年度を皮切りに市内公立中学校の家庭科の授業で「消費者教育」を実施してきました。3年目となる今年は1校だった中学校が2校に増え、生徒からの質問コーナーでは直接弁護士からの回答をもらう等、貴重な体験ができたと好評価をいただきました。★商品やサービスについて「おかしい」と疑問を持ったことは相談することで「賢い消費者」になれると思った。★契約は原則として破ることはできないと分かったので思いつきで契約を結んで後で後悔することがないよう気を付けたい。★ネット時代の現在世の中では被害者になっている未成年者が思ったより多くて驚いた。



★私たちの知っている情報が全てだと過信しないようにし「自身も消費者であり契約を結んでいる」という責任を持って行動したい。★クイズ参加型授業でとても楽しく学ぶことができた。等、授業を終えた生徒たちから感想をいただきました。また、小学校の修了式にも参加、草津市消費生活センターオリジナルの「家庭科・社会科教材」を使って「こんなはずではなかったのに・・・」と題したアニメを子どもたちに視聴してもらった機会を得ました。BBCテレビのニュースでその様子が取り上げられ思わぬ反響を得ました。



る」という責任を持って行動したい。★クイズ参加型授業でとても楽しく学ぶことができた。等、授業を終えた生徒たちから感想をいただきました。また、小学校の修了式にも参加、草津市消費生活センターオリジナルの「家庭科・社会科教材」を使って「こんなはずではなかったのに・・・」と題したアニメを子どもたちに視聴してもらった機会を得ました。BBCテレビのニュースでその様子が取り上げられ思わぬ反響を得ました。